

総税市第38号
令和元年5月24日

泉佐野市長 殿

総務省自治税務局市町村税課長
(公印省略)

「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する質問書」への回答について

貴職より提出された「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する質問書」（令和元年5月17日付け泉佐市政第551号）に係る総務省としての考え方については、下記のとおりである。

記

貴市について、地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による指定をしないことについては、「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について（通知）」（令和元年5月14日付け総税市第13号）において示したとおりである。

ご質問については、平成30年11月1日から申出書等を提出する日までの間に返礼割合が3割超又は地場産品以外の返礼品等を提供したこと、平成30年11月1日以降にAmazonのギフト券を返礼品等に上乗せして付与するキャンペーン等を実施したこと、それらにより貴市の申出書等によれば約332億円の多額の寄附金を受領したこと等から、貴市が平成31年総務省告示第179号第2条第3号の規定に該当しないことは明らかである。

以上